

スクールバス等の運用

- ・ 11市町(5市6町)で運用されている。
- ・ 通学距離が概ね4 km以上になる地域で運用されている。
- ・ 山間地域や統合により新たに通学路となった道路の整備が困難な地域で運用されている。
- ・ スクールバスは公共交通機関の無い地域で運行されている。

運用形態

- ・ スクールバスの運行：6市町(3市3町)
- ・ 公共交通機関の活用：5市町(2市3町)
- ・ コミュニティバスの活用：2町 ※重複有り

スクールバスの運行方法

- ・ バス会社との委託契約により運行しており、自前で車輛を準備している事例もある。
- ・ バスの大きさ、運行の台数や本数により契約金額が大きく異なる。(約600万円～3,500万円)

徒歩による通学距離

- ・ 約2～3 km：18市町(6市12町)
- ・ 約4～6 km：5市町(3市2町) ※1市回答もらえず